



山形県公報

令和5年2月14日(火)
第379号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) …… 79

告 示

○公共測量の終了の通知……………(農村計画課) …… 同
○土地改良事業の計画変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) …… 80
○県営土地改良事業に係る換地処分……………(置賜総合支庁西置賜農村整備課) …… 同
○道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) …… 同

公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(税 政 課) …… 同
○監査結果の公表……………(監 査 委 員) …… 81
○特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) …… 83
○同……………(同) …… 84
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) …… 同

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第1号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「脱帽し正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

第21条第1項中「氏名等」を「受験番号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第91号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東置賜郡高畠町大字深沼地内
- 2 公共測量を実施した期間

令和4年8月1日から同年11月7日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業計画を変更した者の名称

宇津森土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））

2 認可年月日

令和5年2月6日

山形県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営手ノ子地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和5年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第94号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和5年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有村総建第220号

2 指定の場所 寒河江市六供町二丁目1763番2の一部、1763番3の一部、1763番4の一部、1766番7の一部、1766番8の一部、1766番18の一部、1766番20の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 45.58メートル

4 指定年月日 令和5年2月6日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年2月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県税務総合電算システム運用支援業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096

3 落札者を決定した日 令和4年12月1日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

5 落札金額 9,516,375円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和4年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年11月から同年12月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月14日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関44箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
鳥 海 学 園	令和4年11月16日	星川委員	松田委員
酒 田 東 高 等 学 校	令和4年11月16日	星川委員	松田委員
酒 田 警 察 署	令和4年11月16日	星川委員	松田委員
水 産 研 究 所	令和4年11月16日	森谷委員	海老名委員
鶴 岡 南 高 等 学 校	令和4年11月16日	森谷委員	海老名委員
鶴 岡 養 護 学 校	令和4年11月16日	森谷委員	海老名委員
庄 内 児 童 相 談 所	令和4年11月17日	星川委員	松田委員
鶴 岡 乳 児 院	令和4年11月17日	星川委員	松田委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	令和4年11月17日	星川委員	松田委員
消 防 学 校	令和4年11月17日	森谷委員	海老名委員
庄 内 農 業 高 等 学 校	令和4年11月17日	森谷委員	海老名委員
庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所	令和4年11月29日	星川委員	松田委員

庄 内 空 港 事 務 所	令和4年11月29日	星川委員	松田委員
鶴 岡 中 央 高 等 学 校	令和4年11月29日	星川委員	松田委員
鶴 岡 工 業 高 等 学 校	令和4年11月29日	森谷委員	海老名委員
加 茂 水 産 高 等 学 校	令和4年11月29日	森谷委員	海老名委員
庄 内 警 察 署	令和4年11月29日	森谷委員	海老名委員
神 室 少 年 自 然 の 家	令和4年12月2日	星川委員	松田委員
最 上 教 育 事 務 所	令和4年12月2日	星川委員	松田委員
新 庄 警 察 署	令和4年12月2日	星川委員	松田委員
新 庄 神 室 産 業 高 等 学 校	令和4年12月2日	森谷委員	海老名委員
村 山 警 察 署	令和4年12月2日	森谷委員	海老名委員
尾 花 沢 警 察 署	令和4年12月2日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター庄内試験場	令和4年12月8日	星川委員	松田委員
小 国 警 察 署	令和4年12月8日	星川委員	松田委員
鶴 岡 北 高 等 学 校	令和4年12月8日	森谷委員	海老名委員
南 陽 警 察 署	令和4年12月8日	海老名委員	—
置 賜 教 育 事 務 所	令和4年12月19日	松田委員	—
米 沢 養 護 学 校	令和4年12月19日	松田委員	—
米 沢 警 察 署	令和4年12月19日	松田委員	—
飯 豊 少 年 自 然 の 家	令和4年12月19日	海老名委員	—
長 井 高 等 学 校	令和4年12月19日	海老名委員	—
荒 砥 高 等 学 校	令和4年12月19日	海老名委員	—
こども医療療育センター庄内支所	令和4年12月21日	松田委員	—
米 沢 商 業 高 等 学 校	令和4年12月21日	松田委員	—
小 国 高 等 学 校	令和4年12月21日	松田委員	—

酒 田 西 高 等 学 校	令和4年12月21日	松田委員	—
鶴 岡 高 等 養 護 学 校	令和4年12月21日	松田委員	—
酒 田 特 別 支 援 学 校	令和4年12月21日	松田委員	—
産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校	令和4年12月21日	海老名委員	—
庄 内 職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー	令和4年12月21日	海老名委員	—
金 峰 少 年 自 然 の 家	令和4年12月21日	海老名委員	—
南 陽 高 等 学 校	令和4年12月21日	海老名委員	—
遊 佐 高 等 学 校	令和4年12月21日	海老名委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 新庄神室産業高等学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの
2箇月超 145件

ロ 米沢商業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 8件
主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和4年7月1日

支払日 令和4年11月11日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（南陽高等学校）

ロ 支 出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（庄内児童相談所、産業技術短期大学校庄内校）

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（鶴岡南高等学校）

(ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（鶴岡北高等学校）

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年2月14日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
循環器用超音波診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 38,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年12月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年2月14日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
生体情報モニタリングシステムⅡ 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 53,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年12月13日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年2月14日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
生体情報モニタリングシステムⅠ 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年1月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 随意契約に係る契約金額 34,430,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号該当